

改正を承認した。

現行法下では外国人は、合衆国に入国後5年以内に「公の費用」要件を構成する場合、退去を命ぜられる。委員会は、会計検査院の調査が多く外国人が「公の費用」要件を構成しないという裁判所の判決に基づいて、公的扶助をうけていることを示した。

( 児童援助, S S I )

委員会は、A F D Cおよび非A F D C受給世帯の両者に対して、児童援助と父親を探し出すサービスに継続して連邦補助を提供するという改正を承認した。S S Iプログラムについては多くの技術的改正を行った。この改正の若干は下院通過法案と一致するものであったが、委員会は下院規定の若干を削除した。

( 養子, 児童福祉 )

委員会案は養子斡旋事業に対する補助金、フォスター・ケアおよび他の児童福祉サービス関係の改正を採択した(本誌第39号参照)。

上院委員会案の今後の見通しについては、下院案との協議による妥協等も考えられ、最終的なものと断定できないが有力である。

Congressional Quarterly Weekly Report, Sept. 3, 1977.

( 藤田貴恵子 国立国会図書館 )

## 1976年補足給付委員会年次報告書より

( イギリス )

本日発表された「補足給付委員会年次報告書」( Supplementary Benefits Commission Annual Report, 1976 )によると、昨年の補足給付請求数は11%増えているが、その主因は失業増加によるという。1976年末現在で、249万世帯(うち168万4千が老齢年金受給者世帯、66万が失業者世帯)が補足給付を受けており、総人口の10分の1が生活保護に頼っている。

しかし、その生活水準は補足給付委員会の目的(被保護者を勤労者と同一の社会システムに参加せしめるに足る最低限の所得を支給すること)を果すに必要な水準以下である。同報告書は、「この人たちの所得水準を上げる前にやるべきことは、子供をかかえている働く貧困者の援助である」とのべている。

その理由として、一部の勤労者の生活状態は被保護者のそれよりも悪いこと、もし多くの国民が失業している方がよいと考えるようなことは容認できないこと、だとする。

“働く者が損をする扶助行政”といった俗説——戦後の生活保護制度が直面した最大の危機的通説——に対し、同報告書はきっぱりと否定する。

危機の主因は失業者による空前の給付請求増にあり、これが被保護者数を膨張させた。1976年の1年間に275万3千人の失業者が補足給付を支給された。

さらに、片親家庭の給付請求数が増加しており、職権裁量による給付、家賃の支給ならびに不服申立て件数が増えている。一部の地方自治体では、財政支出削減のため、補足給付に期待される貧困家庭への援助を縮小しているところがある。

同報告はいう、「世論の“福祉反発”に加えて、新聞による扇動、それらは

社会保障と社会保障に頼っている人びとに対しいわれなき悪口騒をきわめ、散々にこきおろした」と。

「一般に、補足給付水準は未熟練労働者の賃金よりも低い」と同報告はのべている。失業者または傷病者およびその妻は、週 20.65 ポンドの所得でもって家賃を除く衣食その他の支出をやりくりしている。もし2人の子供（2歳と4歳）があれば週 27.85 ポンドでやりくりせねばならない。

最近の資料によれば、この人たちの生活水準は社会一般の人よりもかなり低いことを示している。傷病者や障害者の被保護者の5分の2、失業者の被保護者の5分の3は、補足給付委員会が用いている最低ガイドライン（一時金を支給するかどうかを決めるときのもの）にも達しない衣服しか保有していない。こうした家庭で育てられている十代の子供たちは、一般の年少者よりも早く学校をやめる傾向があるが、それは経済上の理由である。

「大部分の扶助請求者とくに長期失業者は余りにも低い所得で生きてゆかねばならない。きわめて少いケース——ある一時点での稀有な例——において、支給額が、わが国の一部の労働者に支払われているきわめて低い賃金をこえているとしても、困った問題ではない」と報告書はのべている。

しかし、働く貧困者の窮状についても、家庭所得補足（family income supplement）に関する報告の数字で強調されている。所得がきわめて低いため、この補足金をうけている家庭の3分の2は、それにも拘わらず、その賃金に所得税が課されている。なお、1974年3月以来はじめて、この補足金をうけている最大グループとして両親のいる家庭が片親家庭を追い抜いた。このことは、女子の低賃金所得者（大部分が片親家庭の家長）の賃金がフルタイム低賃金労働に従事している有配偶男子の賃金とさほど差がなくなっていることを示している。

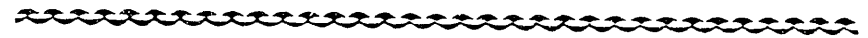
同報告は、児童給付と住宅給付の改善を主張している。その理由は、有子家庭の援助と補足給付水準の改善を容易にすることにある。

補足給付委員会のD.ドニソン委員長は、同報告についての新聞記者会見で次の

ように語っている。

「委員会は、特別なニーズのある者についての一時金のような現行の裁量給付をやめて、全部の被保護者に対し6か月単位の一時的制度を考えたい。現行の裁量給付制度は運営に時間がかかるし、必ずしも適切な人びとにゆきわたっていない」と語っている。

The Times, September 15 1977 （田中 寿 国立国会図書館）



## 今年度社会保障財政の黒字予測

（フランス）

フランス国民にとっては、嬉しい驚きであるが、1977年度は社会保障財政が赤字にならないという。これは、保健省が各金庫へ伝達した予測に基づく情報である。ただし、この良い知らせには、来年度以降は赤字という不快かつ不安な情報が付け加えられている。

ところで、こういった予測というものには、一体どれだけの価値があるのだろうか。というのが大半の国民が抱く疑問である。というのは、ついこの1年前に発せられた約120億の巨額に及ぶといわれた赤字の警告が、まだ記憶に新しいからである。この最初の予測に基づいてとられた政府の対策およびその後の景気や医療消費の変動を考え併せても、最初の予測と最近に知られた数字とのひらきは、きわめて理解しがたい事実だといえる。

まず政府がこれまでにとった赤字対策を見ると次の通りである。1976年度初頭と10月の2回にわたって保険料が、それぞれ1.5ポイントおよび1.4ポイン